

# 岐阜県公報

第 九 十 三 号  
令 和 二 年 四 月 三 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知

( 治 山 課 ) 二二三

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

( 同 ) 二三四

道路の区域変更

( 道 路 維 持 課 ) 二三四

道路の供用開始

( 同 ) 二三五

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

( 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 ) 二三五

### 公 示

土地改良区役員の退任及び就任

( 岐 阜 農 林 事 務 所 ) 二二六

土地改良区の定款の変更認可

( 同 ) 二二六

土地改良区の定款の変更認可

( 揖 斐 農 林 事 務 所 ) 二二七

## 告 示

岐阜県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市上宝町金木戸字牧ノ平四三三四の四・四四二・四六三の四・四六五の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東津汲字上山七三〇の四五・七三〇の四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七三〇の四六から七三〇の四八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 (一) 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字黒津一八八五（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 (一) 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲高科字引洞七九七の三九、谷汲岐礼字桑洞谷一五二二の一、一五二二の二、一五二二三

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字引洞七九七の三九

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅		延長		備考	
前	後	別後	変更	員	敷地	の	幅	延	長	備考			
八・八	八・八	八・八	八・八	八・八	八・八	八・八	八・八	八・八	八・八	八・八	八・八	八・八	八・八
九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七	九・七
三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九

岐阜県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		延長		供用開始		備考			
前	後	別後	変更	員	敷地	の	幅	延	長	備考			
一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六
二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三

岐阜県告示第百七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県

規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場所	指定年月日
内 科	高橋 敬治	美濃市立美濃病院	美濃市中央四三	令和二・三・三
脳神経外科	武井 啓晃	社会医療法人厚生会木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇	同
小児科	長瀬 朋子	同	同	同
神経内科	高木伸之介	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一六	同
循環器内科	松下 悦史	松下クリニック	多治見市根本町三三	同
同	江里 正弘	医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市林町六八五	同
内 科	高田 俊彦	なごやかクリニク	羽島郡岐南町三宅二一六九	同
外 科	山口聖次郎	スミイルハートクリニック	各務原市那加本町二二三	同
内 科	青松 元昭	正翔会クリニック多治見	多治見市笠原町向島二四五	同
外 科	中西 香企	総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五二	同
眼 科	高木 大介	大垣市民病院	大垣市南類町四八六	同
呼吸器内科	安部 崇	同	同	同
同	中島 治典	同	同	同
腎臓内科	重本 絵実	公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二	同

公 示

内 科	福 富 督	医療法人社団恵和会小川クリニック	海津市南濃町駒野字寺西四六九一	同
脳神経外科	宮 居 雅 文	医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市林町六八五	同
内 科	山 口 茂 樹	医療法人社団あおばつばめ在宅クリニック岐南	羽島郡岐南町平成二一四一 一階	同
同	雪 田 洋 介	大垣在宅クリニック	大垣市林町六八〇五五AOKI大垣駅北口ビル二階	同
リハビリテーション科	稲 垣 尚 彦	医療法人仁寿会サニールサイドホスピタル	多治見市西小名田町西ケ洞一三二五	同

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏 名	住 所
岐阜市合渡南土地改良区	平成三・三・三六	理事	森 孝 夫	岐阜市河渡二丁目 一四番地一
同	同	同	青 木 勝	岐阜市河渡 一三五番地一
同	同	同	市 川 正 晴	岐阜市河渡三丁目 一一二番地
同	同	同	島 川 秀 造	岐阜市河渡三丁目 一三三番地一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏 名	住 所
岐阜市合渡南土地改良区	令和二・三・二七	理事	森 孝 夫	岐阜市河渡二丁目 一四番地一
同	同	同	森 新 造	岐阜市河渡四丁目 一〇四番地
同	同	同	水 野 孝 二	岐阜市河渡四丁目 七二番地
同	同	同	江 崎 正 克	岐阜市河渡三丁目 一一三番地
同	同	同	馬 淵 貴 好	岐阜市河渡三丁目 一三二番地一
同	同	同	河 合 孝 之	瑞穂市馬場前畑町二丁目 一五番地
同	同	監事	稲 葉 勝 一	岐阜市河渡一丁目 五八番地一
同	同	同	藤 橋 正 勝	瑞穂市生津滝坪町二丁目 三番地

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
金 谷 井 水 土 地 改 良 区	令和二・三・二五

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
粕 川 一 ノ 井 水 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 三 ・ 二 六

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
揖 西 用 水 土 地 改 良 区	令 和 二 ・ 三 ・ 二 六

令和二年四月三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社